

情報の公開に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）が定める法人文書の開示等に関して、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の保有する情報を公開する事務処理に係る必要な事項を定め、もってセンターの情報公開制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(手数料)

第 2 条 法第 17 条によりセンターが定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書 1 件につき、別表の左欄に掲げる文書の種別ごとに、同表の中欄の開示の実施の方法に応じ、それぞれ右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額（法第 15 条第 5 項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が 300 円を超えるときを除く。）は、当該基本額から 300 円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を 1 の開示請求によって行うときは、前項第 1 号の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書の開示を受ける場合における同項第 2 号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 1 の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が 1 年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 法第 9 条により、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するに当たって、センターがその旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し次の事項を通知する書面（以下「開示決定通知書」という。）において、

写しの交付又は送付による開示の実施ができるとされた場合、法人文書の開示を受ける者は、当該法人文書の写しの交付又は送付に係る開示実施手数料及び郵送料を納付して、当該法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（手数料の減免）

第3条 センターが保有する法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第17条第3項に基づき、開示請求1件につき2,000円を限度として開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定により申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書をセンターに提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第2項の申請書の提出があったときは、開示実施手数料の減額又は免除の決定等を行い、提出者に書面により通知する。

5 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、必要に応じて、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（情報公開窓口の設置）

第4条 センターが保有する法人文書の開示請求の受付、開示等の事務を行う窓口として、本部総務部総務課に情報公開窓口を設ける。

2 第1項の情報公開窓口においては、開示請求の受付、開示請求書の補正に関すること等の事務を行うほか、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることを助けるため、規程の内容、開示請求の方法等開示請求の流れに関する情報の提供及び説明、法人文書ファイル管理簿の管理及び供覧その他関連情報の提供等の事務を処理する。

（開示の実施方法）

第5条 法人文書の開示は、文書又は図画については、閲覧又は写しの交付若しくは送付により、電磁的記録については別表に規定する方法により行う。

（審査基準）

第6条 法第9条各項の決定を行うに当たっては、別に定めるセンター情報公開審査基準に従うものとする。

（各種様式）

第7条 法の規定による開示請求等に係る各種書面の様式については、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 23 年規程第 4 号）

（施行期日等）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う会計規程等の一部を改正する規定は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成 27 年規程第 16 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 28 年規程第 20 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年規程第 15 号）

この規程は、令和元年 12 月 20 日から施行する。

別表

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付又は送付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	ク スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付又は送付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
3 録音テープ又は録音ディスク	イ 印画紙に印画したものの交付又は送付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
4 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 録音カセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき430円
	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
5 電磁的記録(3の項又は4の項に該当するものを除く。)	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付又は送付	1巻につき580円
	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付又は送付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付又は送付	用紙1枚につき20円
	オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付又は送付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額

	カ 光ディスク（日本産業規格 X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は送付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	キ 光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付又は送付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項ウ若しくはエ又は5の項ウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		